

令和4年7月5日

今井小学校保護者の皆様

青梅市立今井小学校
校長 神尾 健彦

台風、暴風、大雨、洪水、大雪等の登校時の安全確保について

自然災害の際の臨時休業、登校の見合わせの基準を以下のようにいたしました。今後の自然災害においてはこの基準をもとに学校として判断してまいります。ご理解、ご協力をお願いします。

- 1 原則として前日（平日・休日を問わない）の正午までに「臨時休業」の判断をする場合
 - ・学校は、文書・学校ホームページ・一斉メール（今井小安心メール）によって保護者に周知する。
 - ・学校が臨時休業となった場合は学童クラブでの受け入れも中止します。
- 2 前日に「臨時休業」としなかった場合
 - ・午前6時の段階で青梅市に特別警報【大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、暴風雪、大雪】のいずれかが発令されている場合は、「臨時休業」となります。
 - ・午前7時の段階で【洪水、暴風、暴風雪、大雪】いずれかの「警報」が発令されている場合は、「自宅待機」とし、警報解除になったら登校となります。（大雨警報は含みません。）
 - ・警報が発令されていなくても、ご家庭で安全に登校できないと判断した場合は、風雨雪が治まるまで待って、時差登校してください。その際は、なるべく保護者の方の付き添いをお願いいたします。また、この場合は「遅刻」にはなりません。
 - ・急な事態が発生した場合は、学校判断のもと一斉メール（今井小安心メール）、ホームページでお知らせいたします。